

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100629.htm>

ボリビア

人権慣行に関する国別報告

民主主義・人権・労働局

西半球

2007 年

2008 年 3 月 11 日

ボリビアは、人口 900 万の立憲多党制民主主義国である。2005 年 12 月、一般的に自由かつ公正なプロセスにおいて、市民は、Movement toward Socialism (MAS)の指導者、Evo Morales Ayma を大統領として選挙した。文官当局は、一般的に治安部隊の実質的掌握を維持した。

2006 年 7 月に選挙された Constituent Assembly (CA)の権限は、8 月 6 日から 12 月 14 日まで延長された。MAS と野党間の妥協不成立の結果、それぞれの支持者間の激しい、ときとして死者を伴う衝突をもたらした。12 月 9 日、CA が Oruro において再招集された後、MAS および提携政党の代表者は新しい憲法草案を承認した。一部の野党議員はこの会期をボイコットする一方、他の議員はこの会期への参加を阻止されたと主張した。政府は、2008 年に憲法草案承認国民投票を行うと発表した。

政府は一般的にその市民の人権を尊重したが、一部の地域で問題が発生した。最も重大な人権問題は、数人の死亡を含む治安部隊による虐待、厳しい刑務所状態、恣意的な逮捕および拘留、公正な公開裁判および報道の自由を含む市民の自由に対する脅威、政府における腐敗および透明性の欠如、性別および人種に基づく差別、人身売買、児童労働、鉱業部門におけるむごい労働条件であった。

人権の尊重

第 1 節 以下からの自由を含む人間の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な生命の剥奪

政府またはその機関はこの年の間に政治的な動機の殺人を犯さなかったが、しかし治安部隊は別々の事件で明らかに 5 人を殺害した。Tarija 県 Villamontes におけるデモ中に 1 人が殺された。Cochabamba 県の Arani において別の 1 人が殺害された。Chuquisaca 県の Sucre で 3 人が殺された。また、1 月、Cochabamba における激しいデモ中に 3 人が殺害された(第 2 節 b 参照)。

4 月 17 日、Villamontes において、Herman Ruiz が治安部隊により大腿部を銃撃され、後に死亡したと伝えられた。Ruiz は、県境紛争関連のデモの一環として天然ガス・プラントを占拠しようとした抗議者グループに参加していた。中央政府と県政府の両方とも紛争を解決できず、最終的に Villamontes の住民がガス田を占拠することとなった。文民当局による調査が行われていたが、軍隊もこの事件を捜査し、一部の非政府組織(NGO)により逆効果であるとして拒絶された。事件訴追者の変更が文民当局の調査を遅延させた。

9 月 28 日、治安部隊が Arani において 21 才の学生 Osmar Flores Torres を殺害したと伝えられた。Flores は、当局の主張によると天然ガス・パイプライン閉鎖の脅威を与えるデモに参加していた。警察および軍隊は、非致命的な武器を携行していたと述べた。それにも関わらず、公式銃弾調査報告は、軍用武器が Flores を殺害したこと、および数人の兵士が事件中に発砲した可能性があることを示した。軍当局および文民当局は、別々の調査を行った。軍が文民当局の捜査に干渉しない旨の軍高級当局者の保証にも関わらず、NGO は、軍の捜査に関する懸念を表明した。検察官筋は、軍は文民当局の調査に協力せず、証拠に手を加えているらしいと述べた。

11 月 23 日から 25 日にかけて、警察が Sucre における暴力事件中に Gonzalo Duran Carazani、Juan Carlos Serrudo、および Jose Luis Cardozo を殺害したといわれる。Duran と Cardozo は銃創のために死亡し、Serrudo は至近距離から発射された催涙ガス弾を胸部に受けて死んだ。数百人の住民が重傷を受けた。MAS 指導部が CA を移転した先の軍事施設を警戒していた警察と Sucre を完全な首都状態に戻せという市民の要求を拒否した MAS に抗議する Sucre の住民間の最初の衝突は、Gonzalo Duran の死亡後、全市にわたるあからさまな対立となった。一部の市民は警察の施設を占拠し、略奪し、放火し、警察

官を攻撃した。11月24日、警察は1人の警察官がリンチにより殺されたと発表した。その警察官は Potosi に無事に現れた。警察は11月25日から3日間 Sucre から逃避し、自らの職員を保護できないと述べた。

Sucre における警察と市民社会間の深刻な不信を含むいくつかの要因により11月23～25日の事件の初動調査が妨げられた。政府高官は警察官が致命的な武器を携行したことを否定したが、この事件のビデオ映像は一部の警察官が致命的な武器を持っていたことを明確に示している。銃弾調査報告は Duran および Cardozo が 5.56 口径銃弾で死亡したことを示しているが、警察および軍は11月23～25日の事件の間におけるこの種類の武器の使用を否定した。

2006年6月の治安部隊との衝突中における Santiago Orocondo Arevilca の銃撃死亡についても、海軍兵士 Wilder Rene Blanco Mendoza の2006年7月の死亡についても進展はなかった。両事件とも年末現在調査中であった。

約200人の武装コカ栽培者が Carrasco 国立公園に進入した50ないし60人の治安部隊要員を待ち伏せ攻撃し、コカ栽培者 Ramber Guzman Zambrana と Celestino Ricaldis が死亡した2006年9月の事例についても進展はほとんどなかった。コカ栽培者も治安部隊も告発またはその他の申立を提起していない。この事案は予備的調査段階に留まっており、少なくとも5人の様々な担当検事がこの事案を扱う部に配属された。

軍は、軍徴集兵 Fredy Moises Kanqui の2005年死亡について Luis Fernando Pereira Ramos を有罪とし、8年の刑を宣告した。

警察官 Santiago Calderon Romero が Santa Cruz における衝突で殺害された2005年の事案についても Gumercindo Mamani、Damaso Condori と Dionicio Flores の3人が El Alto の郊外で土地の所有権を巡る2つの地域社会間の紛争で殺された同年の事案についても新たな進展はなかった。

自警団の暴力およびリンチによる殺人が依然として問題である。政府の報道機関が El Alto 市のみでリンチによる11人の殺人を報告した。リンチを受けた人々は、些細な罪を犯したか、あるいはまったく罪を犯していない場合が多い。6月、たとえば、Cochabamba の

郊外で 2 人の学生、Luis David Choque Quisbert と Moises Cachi Tenorio は非行少年と間違えられ、殴打され、拷問され、殺害された。伝えられるところによると、政府の存在がほとんどないかまたはまったくない地域社会が伝統的な法または規則(地域社会正義ともいわれる)に違反した者に生命刑を含む刑罰を科した。ほとんどすべての学者および地域社会正義の擁護者は、私刑はこの国の 36 の先住民族のいずれにおいても容認されている伝統ではないと述べている。それにも関わらず、私刑が一般的に行われている地域において、少数の住民はそれが彼らの伝統の一環であると主張することによりこの慣行の正当化を試みているが、大部分の人々は法的な制度による正義の実現の欠如(これが真の問題である)を指摘した。Inter-American Commission on Human Rights (IACHR)の 6 月の報告によると、327 の自治体のうち、裁判官を持っているのは 180 のみ、検察官を持っているのは 76 のみ、公費弁護人を持っているのは 11 のみである。

Ayo Mayor Benjamin Altamirano の 2004 年私刑事件の進展はほとんどなかった。裁判所はこの訴訟で告訴された 25 のうちの 5 人を有罪とし投獄したが、2 月、弁護人が残りの被告の裁判を取り扱っている裁判官は辞任するべきであると主張した。

前大統領 Gonzalo Sanchez de Lozada およびその内閣に対して 2003 年 10 月の市民不安における約 59 人の死亡および 400 人以上の負傷の責任を問う政府の訴訟に関して、最高裁判所は、2 月、前大統領および前閣僚の Carlos Sanchez Berzain および Jorge Berindoague に対し法廷侮辱罪を宣告し、逮捕状を発出した。9 月、検察は最高裁判所に正式に引き渡し請求を提出したが、それは、年末現在未決である。

民間人または治安部隊要員の死亡に責任を有する者の効果的な捜査、識別と処罰の政府による執行が遅れている結果、刑事免責が看取された。議会の人権委員会、オンブズマン事務所、市民団体、NGO が政府に対し調査中または裁判制度の下のある多数の事案の処置を早めるよう促した。

b. 行方不明

政治的な動機の実行方不明の報告はなかった。

c. 拷問およびその他の残忍、非人間的または品位をおとす処遇または処罰

法律はこのような慣習を禁止しており、政府職員がこのような慣習を用いたという報告はなかった。市民に対する法律外虐待をもたらした多数の自警団暴力容疑事件があった。治安部隊の要員による殴打および虐待に関する特定の報告はなかったが、人権オンブズマンの 2006 年年次報告によると、すべての政府機関のうちで警察が最も頻繁に人権を侵害した。

Integrated Justice Center に改編された Chimore Center for Justice and Human Rights (CCJHR) は、この年の間に、Chapare 地域の市民から治安部隊の虐待に関する 15 件の苦情を受け取った。このセンターはこれらの苦情のうちの 12 件について調査し、9 件は人権侵害ではないと決定した。事案は Public Ministry に正式に提出されなかったが、その代わり、処置を講ずるため Police Office of Professional Responsibility に付託された。

当時の Ministry of Justice の人権長官 Alvaro Guzman が 2005 年に La Paz の警察官 Rene de Rio Rosales、Mario Vaca、および Edgar Choque より殴打された事件に関する新しい進展はなかった。

刑務所および拘留センターの状態

刑務所の状態は厳しい。刑務所は人口過密であり、劣悪な状態であった。年末現在、4,700 人を収容するように設計された施設に約 7,000 人の囚人(6,000 人の男性と 1,000 人の女性)が収容されている。過密状態の刑務所は、500 パーセントの La Paz の San Pedro、345 パーセントの Beni 県の Mocovi、300 パーセントの La Paz の女性刑務所を含む。El Alto の Chonchocoro 重警備刑務所を除き、政府当局は、実質的に、各刑務所の外部警備境界線のみ管理した。刑務所の塀の内側では、囚人が常に支配権を維持し、犯罪集団がその監房から妨げられることなく活動した。

囚人間の暴力、ときには囚人に対する暴力への刑務所職員の関与が問題である。

12 月 24 日、正体不明の襲撃者が Cochabamba の El Abra 刑務所において Ronald Alcaraz を殺害した。

Sucre における 11 月 23～25 日の暴力騒動の後、ほぼ 90 人の囚人が San Roque 刑務所から逃げた。短い刑期の囚人の多くは刑務所に戻ったが、30 人もの長刑期囚人が年末現在脱

走したままである。Sucre の住民によると警察はこの脱走の共犯である。警察は、住民が刑務所に放火したので囚人の San Roque 脱走を実際に助けたと述べた。

低階級の薄給警備員および看守間の汚職が問題である。司法のストライキおよび犯罪の一般的増加のために拘留センターに収容されている人々の人数が問題である。

囚人は、犯罪または地位の分類により分けられていない。囚人の富が監房の大きさ、訪問特権、所外滞在適格、収監の場所または長さを決定することが多い。伝えられるところによると囚人は、監房の先行占有者または独房棟を支配する囚人に手数料を支払った。法律は 6 才以下の子どもが収監者の親とともに生活することを認めているが、12 才の子どもまでもが刑務所で親とともに生活している。ホームレスとして取り残される代案として、1,400 人ないし 1,500 人の子どもが刑務所で親とともに生活している。市政府によると、約 300 人の子どもと 100 人の女性が男性囚人の扶養家族として La Paz の San Pedro Prison で生活している。

標準的な刑務所の食事は不十分であり、資力のある囚人は食糧を買うことにより割当を補っている。

法律は囚人が医療を利用できることを規定しているが、医療は不十分であり、囚人が外部の医療を受けることは困難である。NGO および囚人は、刑務所内における結核と HIV/AIDS を報告した。しかし、裕福な囚人は好ましい刑務所への移送を獲得でき、さらには「医療」の理由のために外部の民間機関の医療を受けることもできた。資力のある囚人は薬物およびアルコールを摂取でき、ときには子どもを使って刑務所内で薬物を取引した。

男性と女性が施設を共用している Tarija の Morros Blancos 刑務所を除いて、女性用に別の刑務所がある。女性囚人の状況は男性の状況と同じである。しかし、Cochabamba の San Sebastian 女性刑務所の過密状態は、ほとんどの男性刑務所より悪い。

700 人以上の確定未成年囚人(16～21 才)は、刑務所において成人から分離されておらず、成人囚人がときとして彼らを虐待した。未成年およびその他の囚人のための社会復帰計画になきに等しい。裁判前拘留者が確定囚人とともに収容されている。

政府は、独立人権監視団、判事、マスメディア代表者の刑務所訪問を許可し、この年の間にこのような訪問が行われた。

d. 恣意的な逮捕または拘留

法律は、恣意的な逮捕および拘留を禁止しており、政府は一般的にこの禁止を実際に順守した。

警察および治安機構の役割

国家警察が国内治安について主たる責任を負っているが、この年にもあったように重大な状況では軍隊の助けに依存する。国家警察はしかるべき場合にその係官の規律を維持し、この年の間に 1,779 件の行政罰を科した。検察官は、一般的に、職務中に犯したとされる罪に関して治安要員の訴追を渋ったが、それは、一部には、彼ら自身の職員を捜査するために Judicial Technical Police 依存しているためである。

逮捕および拘留

逮捕は公然と行われたが、恣意的な逮捕および拘留に関する信頼できる報告があった。

法律は逮捕状を要求し、警察は逮捕を 8 時間以内に検事に通報しなければならない。法律は、被拘留者が 24 時間以内に裁判官に召喚されるべきことを要求し、その間に裁判官が裁判前拘留の継続または釈放の適切性を決定し、検察官が逮捕の十分な理由を示さなかった場合には被拘留者の釈放を命令しなければならない。信頼できる報告によると、場合によっては被拘留者が裁判所の承認なしに 24 時間を超えて拘留された。

収監者の 70 パーセント以上が宣告を待っているが、裁判所は一部の囚人には保釈により釈放を与えた。裁判官は、逃亡する危険があるとみなされる容疑者の予防拘禁を命令する権限を持っている。容疑者が拘留されない場合、裁判官は容疑者の移動について相当な制限を命令できる。

被拘留者は一般的に家族と速やかに面会し、かつ、弁護士との接見を許可されたが、約 70 パーセントが弁護士を依頼する資力を持たず、国選弁護人は過負荷になっている。

この年の間に政府は 300 人の警察官を人権について訓練し、850 人の公務員が人権訓練と法律手続の教育の両方を受けた。

長々しい拘留による裁判の否定が依然として問題である。法律は、事案の捜査段階が最大 18 カ月を超えてはならないこと、および裁判段階が最大 3 年を超えてはならないことを規定しているが、一部の容疑者はこの法定期限を超えて予防拘禁された。捜査プロセスが 18 カ月以内に完了しない場合、被拘留者は裁判官による釈放を要求できる。しかし、司法の腐敗、国選弁護人の不足、不適切な事案追跡機構、複雑な刑事司法手続きのために一部の人は裁判前に 18 カ月を超えて収監された。

11 才から 16 才の子どもは、判明した罪を犯した場合またはその疑いがある場合、ソーシャルワーカーの指示により犯罪容疑児童センターに無期限に拘留できる。このような指示の司法審査はない。

e. 公正な公判の否定

法律は司法の独立を規定しているが、しかし司法は、その独立性を掘り崩す政府の策動の標的となった。一部の構成員は腐敗し、一部の構成員は脅迫にさらされた。

5 月 17 日、司法部門から分離されている独立機関として機能を果たし、憲法問題について裁定を下すことを唯一の役割とする憲法裁判所は、「民主主義、法の支配、この国の制度が重大な脅威にさらされている」ことを警告する声明を出した。これは、この裁判所の 5 人の判事のうちの 4 人を弾劾したいとする Morales 大統領の要望を指している。大統領の暫定司法被任命者の任期を限定するこの裁判所の決定との意見の相違を指摘し、大統領は、議会下院の彼の MAS 党の党員に弾劾案の通過を促した。大統領はこれらの判事に対する一連の公開宣言も行い、これらの判事が腐敗しており、政府の改革計画と調和しないとして非難した。下院により弾劾された後、4 人の判事は停職され、この裁判所は機能を果たすために必要な 3 人の定員を欠くこととなった。野党の支配する上院は最終的に判事に有利な決定を下した。しかし、下院はその他の弾劾の審議を開始し、10 月 26 日、2 人の判事がこの裁判所に対する政府の「恒久的攻撃」を指摘し、この裁判所を辞任した。12 月 13 日、3 人目の判事が辞任し、健康上の理由に言及した。その結果、この裁判所は再び必

要な 3 人の定数を欠くこととなった。したがって、年末現在、憲法問題および政府による市民の権利の侵害を訴える個人からの請願を裁く機関が存在しない。

Anti-Corruption Network の 2005 年世帯調査の報告によると、低レベル裁判所とのやりとりの 25 パーセント以上がなんらかの形の賄賂を必要とした。

4 月 27 日、Posokoni 鉱山を国有化する大統領の最高布告を憲法裁判所が覆さないことを要求して、国庫から給料の支払いを受ける鉱山労働者が裁判所に向かってデモ行進し、裁判所のビルをダイナマイトで攻撃した。裁判所の警備担当の 2 人の警察官がこの攻撃で負傷した。大統領府の高官 Jose Lambertin がこのデモに参加した。

司法制度は 3 つのレベルの裁判所を持っている。予審裁判所、高等裁判所および最高裁判所である。最高裁判所は、一般的に上訴を審理する。憲法裁判所は独立機関であり、憲法問題に関する第一審管轄権および上訴管轄権を持っている。

高等裁判所の審理は、法律の適用の審理に限定されている。最高裁判所の審理は、例外的な状況を含む事案に限られている。高等裁判所および最高裁判所の審理中に、これらの裁判所は下級裁判所による判決の確認、軽減、加重、取消を行うこと、または下級裁判所により検討されなかった選択肢を与えることができる。

裁判手続

被告は、無罪の推定、迅速な裁判、黙秘、弁護士介添え、証人との対決、自己のための証拠の提出、正当な法の手続き、上訴、正式裁判手続が開始される前の政府検察官による法的告発との対決を含む憲法的権利を持つ。実際には、弁護士介添えの権利および迅速な裁判を受ける権利は系統的に保護されなかったが、Criminal Procedures Code (CCP) (刑事訴訟法)は、より効率的な調査、透明な口頭審理、信頼できる評決を容易にした。農村地域において国選弁護人が著しく不足した。IACHR の報告によると、国選弁護人を持つのは地方自治体の 3 パーセントのみである。

法律は刑事訴訟における透明な口頭審理制度を規定し、告訴なしの裁判前拘留が 18 カ月を超えないことを要求し、判決が上訴される場合における 24 カ月の最長拘留期間を規定

し、最長 3 年の裁判期間を要求している。法律は、検察官が事案の調査段階を担当すること、裁判が正式に始まる前に告訴と対決する機会を被疑者に与えなければならないことを規定している。

検察官は、訴追するために必要な証人供述および証拠に関して警察を指導する。麻薬対策検察官は麻薬事案の捜査を指導する。検察官は、軽罪事案(4 年未満の刑が科され得る)を軽罪刑事法廷に提起し、重罪事案(4 年以上の刑が科され得る)を判決宣告法廷に提起するが、両方とも 3 人の市民と 2 人の裁判官を含む 5 人制審判団を特徴とする。

法律は、先住民地域社会の紛争解決(地域社会司法)伝統も、それによる解決が憲法に基づいて確立されている権利および諸規定に抵触しない限り、承認している。

軍事司法制度は一般的に高級レベルの影響を受けやすく、かつ、軍を当惑させる判決を避ける傾向があった。Fredy Moises Kanqui 事案(第 1 節 a.参照)は、この傾向に対する例外であった。軍の構成員が自己の軍務に関する犯罪で起訴される場合、影響を受ける部隊の司令官が調査・報告を行う係官を任命する。結果は、通常師団レベルの法務官に送付され、次にこの法務官が無罪または有罪の結論を勧告する。重大な違反行為の場合、当該軍人が人権侵害により民間裁判所において裁判されることを要求される場合を除き、事案は軍事裁判所に送付される。

政治的な囚人および被拘留者

政治的な囚人および被拘留者の報告はなかった。

民事司法手続および救済

民事事項に関しては独立・公平な司法が存在する。法律は人権侵害について刑事救済を規定し、刑事裁判の終了時に告訴人は損害賠償を要求する民事裁判を開始できる。行政的には、人権オンブズマンが特定の人権事案に関する決定を発出でき、政府はそれを執行できる。

f. プライバシー、家族、家庭、または通信に対する恣意的干渉

法律はそのような行為を禁止し、政府は一般的にこれらの禁止を守ったが、治安部隊が Chapare および Yungas 地域において民家に許可なく侵入したという信頼できる申立があった。コカ栽培地域における住民は、一般的に治安部隊に対する正式苦情の提出と追求を渋った。余儀ない開発労務に従事している人々も、彼らにコカの栽培を強制し、逆らうと仕返しをする過激なコカ栽培者に対する正式苦情の追求を渋った。過激なコカ栽培者が 2006 年 12 月に Yungas の農民、Anacleto Arana とその妻を襲って拷問し、彼の家を破壊し彼の土地から彼を追放した。Arana'を襲撃した者たちは、Arana が自分の土地に火を放つことにより共同体の掟に違反したと述べ、自分たちは「地域社会の裁判」を行っていると主張した。Arana は、彼らの攻撃は政治的な動機によるものと主張した。Ministry of Justice は Arana 訴訟の効力を認める報告を発表したが、この事案を追求する検察官と警察捜査官に対する過激派による脅迫のために措置はまだほとんど講じられていない。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

法律は、言論および報道の自由を規定している。政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重したが、政府は報道機関を公然と批判した。

活字メディア、テレビ、ラジオを含むマスメディアの表現手段の数は非常に多く、政府に対する反対を表明する多数の人々の見解を含む種々の意見の健全な発表が続いた。ジャーナリストは訓練が行き届いておらず、彼らはニュースと編集意見を組み合わせるのが一般的であった。政府による新聞取締り論調およびマスメディアその他による報道の自由に関する懸念の表現のレベルは、依然として高かった。6 月 20 日、Morales 大統領は電気通信技術をサービスの行き届いていない農村地域に拡大する最高布告を発表したが、それは同時に政府に属さない地域局によるすべての種類の党派通信を制限した。NGO Reporters without Borders (RSF) (国境なき記者団)が大統領に対しこの布告を批判する公開書簡を送付し、「法の前におけるこのような不公平な処遇は驚くべきものである」と述べた。

Morales 大統領就任後、新聞の政府批判の頻度と調子が高まった。大統領は、「一部のマスメディア機関」を彼の「主敵」と呼称し続け、3 月、Inter-American Press Association (IAPA)は、「ジャーナリスト、マスメディア機関、反対派国会議員すなわち制憲議会議員

を威圧しようという支持者大衆に対する大統領の秘密の呼びかけ以降、恐怖の雰囲気が行き渡っていることは否定できない」と述べた。

国有および民有のラジオ局およびテレビ局は、一般的に自由に活動した。しかし、特に社会運動に関与する人々を撮影または取材しようとしたジャーナリストがこれらの人々の報道に批判的な民間の個人または非政府グループにより脅迫または負傷させられたという報告があった。政府支持グループは一般的に民間マスメディア機関およびその記者を攻撃したが、反政府グループはその攻撃を政府管理マスメディアに集中した。

1月8日、警察と政府支持抗議団体が Cochabamba 市において別々のマスメディア組織から参加した8人のジャーナリストに傷害を与えた。1月10日、RSFの新聞発表は、「この国が2006年の第4四半期に始まった制度的危機に深くはまり込んでいる現在、Cochabamba における暴力は、ボリビアのマスメディア(国有と民有の両方)に対して増大する攻撃の波の最新の例である」と述べた。

9月8日、野党指導の Santa Cruz 県政府の支持者が Channel 7 (中央政府所有チャンネル) を攻撃した。Channel 7 のジャーナリストは、ほかのいくつかの場合においても口頭と物理的嫌がらせを被った。10月18日と19日、Santa Cruz の Viru Viru 空港を接收しようとする政府の作戦中に警察官と兵士が6人のジャーナリストに傷害を与えた。

11月23日から25日にかけて、MAS 党による警察と Scure 市付近の軍の施設における国民議会の招集に抗議する Sucre 市住民間の衝突が報道機関に対する攻撃に波及した。警察は国内および国際報道通信員を攻撃し、一方、抗議集団は政府支持(および MAS 支持)メッセージを放送していると彼らが考えているカトリックのラジオ放送局を攻撃した。

政府を批判する人々は、Morales 政権が政府について否定的に報道するマスメディア機関を抑えるためにその広報予算を使用していると主張した。批判者たちは、政府がジャーナリストおよびマスメディア所有者の財務監査を恣意的に行っているということも主張した。12月7日、IAPA は、政府の発表したニュース・マスメディアの税務監査に抗議する声明を発表し、「この措置は、この国の緊張した政治情勢の中で報道機関による批判を沈黙させる意図を持つ復讐だと思われる」と述べた。

法律は、自らの義務を果たした公務員を侮辱、名誉棄損または中傷した廉で有罪とされた者は1カ月以上2年以下の刑に処されると規定している。大統領、副大統領、または閣僚に対する侮辱の場合、刑期は1.5倍となる。憲法または市民の権利を侵害した廉で起訴されたジャーナリストは、ジャーナリストの業務を評価する権限を持つ独立機関、40人制 Press Tribunal に付託される。この裁判所に事案が提起されることはまれであるが、この裁判所は、2005年における雑誌に対する政治候補者の名誉棄損主張を含む訴訟を審理した。

インターネットの自由

インターネット利用に関する政府の制限も政府がeメールまたはインターネットのチャット・ルームを監視したという報告もなかった。個人およびグループは、eメールによる通信を含むインターネット経由で意見を平和的に表現できた。

学問の自由および文化的行事

学問の自由および文化的行事に対する政府の制約はなかった。私立学校および宗教学校におけるカリキュラムの標準化に関する政府の審議は、引き続き、市民の広範な批判にさらされた。政府は、ポルノの書籍、雑誌、アートワークの輸入を禁止した。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

法律は平和的な集会の自由を規定し、そして当局は一般的にこの権利を実際に尊重した。法律は大部分のデモについて許可を要求しているが、治安部隊はめったにこの法律を施行せず、大部分の抗議集団は許可を受けずにデモを行い、しばしば主要な大通りおよび公道を閉鎖した。大部分のデモは平和的であったが、デモ参加者はときとして棍棒、なた、銃器、ダイナマイトを含む武器を携行した。武器を携行するかまたは政府および民間の施設(主として天然ガス供給ライン)に脅威を与える抗議集団を散会させるために治安部隊(警察およびときに軍隊)が出動した。

高いレベルの当局者がときとして自分の支持者に暴力的な振る舞いをそそのかした(またはそれを適切に制止しなかった)。1月8日～12日の週に、中央政府と Cochabamba 県政

府は、彼らの支持者を制止しなかった。政府支持者集団が Cochabamba 市に向かって進み、知事の退職を要求し、この年早く有権者が拒絶した県自治関連の新しい住民投票を 2006 年 12 月に呼びかけた知事に対する怒りを表明した。伝えられるところによると当時の政府閣僚が県庁を警護する警察官を呼んで他の場所に行かせたので、政府支持者集団が県庁の建物を攻撃・炎上させ、付近の事業を略奪し、1 週間にわたる暴力が始まった。この衝突で 3 人が死亡した。

10 月 5 日、検察官がこの衝突の両側で決定的な役割を演じた数人の高級公務員を起訴した。前政府閣僚 Alicia Munoz が怠慢および緊急援助不履行の嫌疑を受けた。司法長官 Celima Torrico および MAS 上院議員 Leonilda Zurita と Omar Fernandez が治安妨害、放火、国有財産の破壊およびその他の罪で告発された。Manfred Reyes Villa 知事は、憲法に対する決意を助長した嫌疑を受けた。野党の副党首 Arturo Murillo も治安妨害の嫌疑を受けた。告発された人々の大部分は、その地位のために何らかの形式の訴追からの免責を享受しており、年末現在、議会はいずれの者の免責を撤回するか否か決定していない。

結社の自由

法律は結社の自由を規定しており、当局は一般的に実際にこれらの権利を尊重した。

c. 宗教の自由

法律は宗教の自由を規定しており、政府は一般的に実際にこれらの権利を尊重した。ローマ・カトリック教が優勢であり、憲法はそれを正式宗教として認めている。ローマ・カトリック教は政府から援助を受けており(約 300 人の司祭が少額の聖職者給を受けた)、Catholic Bishops' Conference を通じて限定された程度の政治的影響を行使した。2006 年から政府は原住民の信仰および儀式の復活を強調し始めており、政府職員が職務の一環としてカトリックと原住民宗教の両方の宗教的儀式に出席した。政府職員は、ときとしてカトリック教会を批判した。

伝道師団体を含む非カトリック宗教組織は、Ministry of Foreign Affairs and Worship に登録し、法定宗教代表の免許を受けなければならない。622 の認証宗教団体が登録されている。同省は組織の信条に基づいて登録を拒絶することは許されていないが、そのプロセ

スは長い時間と経費がかかることがあるので、一部の団体は意識的に登録を行わず、一定の租税および税関の利益なしで非公式に活動している。大部分の登録した団体は、プロテストスタントまたは福音派として識別された。

社会的虐待および差別

この年の間に宗教的団体の構成員に対する社会的暴力、嫌がらせ、または差別の報告はなかった。小規模のユダヤ人社会が存在するが、反ユダヤ活動の報告はなかった。

詳細な説明については、以下参照：[2007年国際宗教の自由報告](#)。

d. 移動の自由、国内で移住させられた人々、難民の保護、無国籍の人々

法律は、国内における移動、外国旅行、移民、帰国の自由を規定しており、政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重した。しかし、全国で種々の場合に抵抗者集団が主要な公道を閉鎖した。政府支持団体と反政府団体の両方による La Paz、Chuquisaca および Cochabamba における閉鎖が経済の損失を引き起こした。

政府は政治的理由またはその他の理由により公民権を取り消さなかったが、数百人の市民が基礎的身分文書を持たず、そのために国際旅行文書およびその他の政府サービスを享受できなかった。

法律は市民の強制追放を禁止しており、政府はその措置を利用しなかった。

難民の保護

法律は、1951年の難民の地位に関する国連条約およびその1967年議定書による庇護または難民の地位の付与を規定しており、政府は難民に対する保護を与える制度を設定した。しかし、6月のIACHRの報告によると、難民および庇護の制度には3つの問題がある。それは、正当な法の手続きの欠如、身分文書取得の困難性、ルフールマン(人が迫害の恐れがあると考えられる理由がある国へのその人の送還)に対する保護が不適切であることである。

1月9日、政府は、キューバ市民 **Amauri Samartino** が外国人の政治活動参加禁止を規定している最高布告に違反したと述べて、彼をコロンビアに国外追放した。政府は、当初、**Samartino** のキューバへの国外追放を命令したが、**Samartino** は同国における迫害の恐れから抗議した。2月2日、憲法裁判所は、彼を国外追放するために政府が使用した最高布告は2001年に憲法に反して決定されていると述べ、政府は **Amauri Samartino** を国外追放する法的根拠を持っていないと決定した。

IACHR の報告は政府の **National Refugee Commission** により犯された一連の不法行為を指摘したが、それは同委員会構成員の政府規則との不一致、即決決定、申請人にその決定を通知する問題を含んでいる。政府は、難民および亡命希望者の援助において国連難民高等弁務官事務所(**UNHCR**)の現地代表事務所 **Pastoral de Movilidad Humana** およびその他の人道組織と協力した。この年の間に、157人が難民の地域を申請し、政府はこれらの申請の約15パーセントに難民保護を与えた。

難民制度が政治問題化した懸念が残っている。ペルーがテロ容疑でペルー国民 **Walter Chavez** の引き渡しを要求した。1990年代に難民の地位を与えられた **Chavez** は、この年早く **Morales** 大統領の政治顧問を辞任した。野党と政府の両方とも自分たち自身の政治的動機から **Chavez** 問題をかばっているように見える。最高裁判所は、年末までにこの引き渡し要求について決定しなかった。

第3節 政治的権利の尊重：自分たちの政府を変更する市民の権利

法律は自らの政府を平和的に変更する権利を市民に与えており、市民は、普通選挙権に基づいて行われる周期的な自由かつ公正な選挙を通じて、実際にこの権利を行使した。しかし、**National Electoral Court** が35,000人の新しい有権者を登録し、ほかに80,000件の登録の誤りを修正したと報告したが、投票年令の多くの市民が投票のために必要な身分文書を持っていなかった。政府は市民の身分文書利用を改善する一定の目標を立て、ベネズエラの援助を得て身分証明書作業も続行した。左翼から穏健右派までの政党および市民団体が公然と活動した。国内官庁および自治体政府の選挙は5年ごとに予定されている。

La Paz の日刊紙の報道によると、この年の間に選挙された代議員に対する数件の攻撃を含む約50件の政治的暴力事件があった。9月10日、急進的 **MAS** 支持グループが **Sucre** 市

長 Aydee Nava の家を攻撃したと伝えられた。野党の CA 代議員 Ruben Darío Cuellar は、彼の家が 10 月 19 日に放火されたと主張した。伝えられるところによると急進的反 MAS 分子が MAS の選出公務員およびその他の MAS 支持者の財物を攻撃した。その対象は、11 月 28 に攻撃された Pando 選出上院議員 Abraham Cuellar および 11 月 24 日に攻撃された Chuquisaca 知事 David Sanchez を含んでいる。年末現在捜査が続いているが、これらの事件および類似の事件の事実は争われ、政治問題化した。

選挙および政治への参加

2006 年 7 月の国民議会国政選挙は一般的に自由かつ公正と考えられた。2005 年の国政選挙において、市民は、有権者氏名原簿における小規模な不正行為の疑惑はあったが一般的に自由・公正と考えられるプロセスを通じて Evo Morales Ayma を大統領として選んだ。

この国の憲法を書き直すために選出された CA は、行政部門、立法部門、司法部門を変更する提案、国家権力の県および先住民グループへの移転、政府所在地としての Sucre への帰還について合意できず、議会の権限は 8 月 6 日から 12 月 14 日まで延長された。

MAS および野党の支持者は、ときとして、自分たちの反対する選ばれた政治代表者の民主的フォーラムへの参加を阻止した。Sucre の完全な首都状態への復帰という彼らの要求の審議を打ち切った 8 月 15 日の CA 決議が違法である(2/3 多数の必要条件を獲得しなかったのだ)と主張する Sucre の住民が主として MAS 代議員の CA 会議場建物への入場を阻止し始めた。Sucre 支持抗議者が CA 代議員を幾度も攻撃した。MAS 指導部は、11 月 23 日、Sucre における招集が不可能であると述べ、CA を 3 マイル離れている陸軍士官学校に移した。この施設は、軍隊、警察、MAS 支持者により防御された。多数の MAS 支持者(過激派 Pochos Rojos のグループの構成員を含む)が CA を野党の妨害から守ると宣言した。警察と Sucre 抵抗派間の衝突により最終的に 3 人の死者と数百人の負傷者がもたらされた。野党議員の一部は攻撃を恐れて会期に出席しないことを選択したが、他の議員はこの会期をボイコットすることを選択し、この会期が不法であると主張した。この会期は 11 月 24 日に停会されたが、警察と住民間の衝突は 11 月 25 日まで続いた。

11 月 27 日、野党の議員は、MAS の支持者が La Paz の議会の建物を取り巻いて野党議員の入構を阻止していると主張した。通常は野党が支配している上院において 2 人の野党交

代上院議員の投票を獲得することにより定足数をかき集めた MAS は、野党がはっきり反対している法案を成立させた。

12 月 8 日、夜中の 12 時少し過ぎに、MAS 指導部は、Oruro におけるその日の午後 7 時の CA の会議を招集した。野党は、会期の招集に先立ち 24 時間の事前通知を必要とする規則を指摘して、野党の代議員のすべてが会期に間に合うとは限らないと主張した。全部ではないが一部の野党および代議員がこの会期をボイコットすることを選択した。MAS は野党がこの会期に出席できたはずだと主張した。そして、実際に一部の議員は出席した。MAS 支援グループがこの会期の開かれる Oruro の建物を包囲していたので、大きな危険を冒したのであるが。ボイコットにかかわらず、MAS と提携政治党派の代議員は、新しい憲法草案を承認した。政府は、2008 年に憲法草案を市民が承認するための国民投票を行うと発表した。

法律は、政党の候補者名簿上の候補者の 3 人に 1 人を女性とすることを求めているが、女性は公職の 24 パーセントを占めているのみである。女性政治家の報告によると、政党は候補者名簿を提出するときには定数を順守するが、その後に選挙前に女性候補者に候補から降りるように圧力をかけた。

同様に、自治体選挙の候補者の 2 人に 1 人は女性でなければならないが、この要件により女性代表は地方自治体議員の約 30 パーセントに増加した。議会の上下両院の 157 議員中女性は 23 人、18 人の閣僚中女性は 4 人である。先住民の女性が制憲議会の議長を務めた。閣僚構成員のうち約半分が自分を先住民と考えており、議会の先住民構成員の人数は 17 パーセントと推定されたが、先住民であるかどうかは自分で宣言するのでこの数字の確認は困難である。

政府の腐敗および透明性

法律は、公務員の汚職に対する刑事罰を規定している。しかし、政府は、この法律を効果的に施行せず、公務員はしばしば刑事免責で汚職行為を行った。世界銀行の世界ガバナンス指標によると、政府の腐敗が重大な問題である。政府の作成した National Corruption Index の報告によると、100 件の行政サービス処理につき 13 件に賄賂の支払いが絡み、この国に毎年約 1 億 1,500 万ドル(9 億 500 万ボリビアノ)の負担を及ぼしている。この指標

によると、腐敗は低所得層に不釣り合いな被害を及ぼしており、国家警察、税関、司法制度が最も強く腐敗しているとされた。

官僚に対する汚職容疑に関する事案は、検察官が訴訟手続を起こす前に議会の承認を必要とする。9月、La Paz の日刊紙 *La Prensa* の報道によると、Morales 政権からの 20 人の現職および前高級官僚が腐敗行為を犯したと伝えられたが、誰も訴追されなかった。透明担当副長官によると、汚職防止を担当する政府機関、すなわち検察官は適時に事件を追及しなかった。3月、政府の業務に関して賄賂を受け取った高級 MAS 官僚に関するスキャンダルが発生した。MAS 党は数人の官僚を追放したが、批評家は最も悪い違反者が処罰されていないと主張した。12月末、Police Commander Miguel Vasquez は、身分文書および免許証に関して賄賂を受け取った約 70 人の警察官のネットワークを発見したと発表した。

公務員に個人的および財務的な利害の抵触の報告を求める別々の多数の法律(しかし網羅的ではない)非包括的な法律が多数存在する。これらの法律は職務特有であり、1つの省の職員が他の省の職員に適用されるものと同じの開示規則により規制されないことを意味する。

政府情報の利用を許可する法律に関する情報も政府が実際にそのような利用を許可したか否かに関する情報もなかった。

第4節 人権侵害疑惑の国際および非政府調査に対する政府の態度

多数の国内および国際人権団体が一般的に政府の規制を受けることなく活動し、人権問題に関する調査を行い、その結果を公開した。政府公務員は一般的に協力的であり、彼らの調査に対応した。しかし、NGO およびオンブズマンは、政府の治安部隊および省庁がときとして彼らの調査に対する協力を拒否した旨の苦情を訴えた。治安部隊は、過激派集団が破壊活動の隠れ蓑として一部の NGO を使用したという信頼できる証拠を提供し続けた。

人権オンブズマンは、憲法の規定により設立された 5 年任期の職務である。議会が、特に政府の侵害から市民を守るために人権の防衛および推進の監視を行う職責を担うオンブズマンを選任する。オンブズマンは党派の影響を受けずに、政府および外国 NGO から十分

な資源を得て活動した。オンブズマンにより受理された苦情の大部分は原住民の人々から提出された。オンブズマンは年次報告を発行し、政府は、通常、オンブズマンの勧告を受け入れた。

Santa Cruz の Human Rights Foundation の新しく設立された支部の主張によると、この NGO が運用を開始した直後にその構成員に中央政府が嫌がらせを加えた。

CCJHR は、引き続き、Chapare 地域で活発に活動し、また、"Integrated Justice Center" としてのその役割を拡大し、紛争解決も手がけた。CCJHR は、El Alto に 6 つの事務所を持っている。これらの事務所は、その確認事項を Ministry of the Presidency の Ministry of Justice に報告し、人権情報を普及し、虐待に関する情報を受理し、記録を保管し、苦情を省庁に付託した。CCJHR は、苦情を審査する法医学専門家および調査職員も擁している。この年の間に受理した事案の大多数は、女性および子どもに対する家庭内暴力に関係していた。

第 5 節 差別、社会的虐待、人身売買

法律は、人種、性別、言語、または社会的地位に基づく差別を禁止しているが、女性、先住民の人々、小規模黒人集団に対する相当な差別が行われた。人権オンブズマンの報告によると、「HIV/AIDS にかかっている人々、先住民の人々、農夫、同性愛者が、この順番で、社会の中で最も激しく差別された。」

女性

強姦は、重大であり、かつ、報告が不十分な問題である。法律は、2 種類の刑事訴訟を定義している。私的刑事犯罪の場合、犠牲者が被告に対し訴訟を提起する。公的刑事犯罪の場合、国家の検察官が刑事告訴を提起する。CCP は、強姦を公的犯罪としている。法律は、14 才未満の子どもに対する強姦を 10 年ないし 20 年の刑期の法定強姦罪としている。14 ～18 才の未成年に対する合意性行為を含む事案においては、刑罰は 2 年以上 6 年以下の刑期である。成人に対する強姦は、4 年以上 10 年以下の刑期により処罰される。未成年者に対する性的犯罪は自動的に公的刑事犯罪と見なされ、その場合、国が告発する。配偶者間強姦は犯罪ではない。

女性に対する暴力も蔓延しており、かつ、報告が不十分な問題である。NGO の Center for the Information and Development of Women (CIDEM)によると、女性の 70 パーセントが何らかの形態の虐待を受けた。CIDEM の指摘によると、統計は「女性に対する暴力の問題の重要性を十分に反映しておらず」また、「非常に多くの女性」が毎日のように受けている攻撃を報告しなかった。2003 年に National Statistical Institute により行われた家庭内暴力に関する最も網羅的な全国調査によると、女性の 64 パーセントが配偶者からなんらかの形態の感情的、肉体的、または性的虐待の対象となった。

精神的、肉体的および性的暴力を禁止する家族法は、事案が刑法の適用される公的刑事犯罪とならない場合に、罰金または 4 日以下の収監を規定している。しかし、これらの法律は規則正しく施行されなかった。政府は、家庭内暴力を防止するために有意義な措置も具体的な措置もほとんど講じなかった。2006 年、警察の Family Protection Brigade は、2005 年の約 5,200 件に対し、8,954 件の事案を処理したが、3,640 件は再犯事件であった。しかし、警察署は、届けられたすべての事案を追跡・追求するために必要な財政的裏づけ、構造的裏づけおよび要員を欠いていた。大部分の家庭内暴力沙汰は届けられなかった。

売春は 18 才以上の成人にとって合法的であり、売春および強制労働を目的とする女性の人身売買の報告があった。

法律は、セクシャル・ハラスメントを民事犯罪としている。セクシャル・ハラスメントの発生に関する統計はないが、それは広まっていると一般的に認識されている。

家族および女性の権利のために尽くす法律業務事務所が全国で活動した。Maternal and Infant Health Insurance Program が生殖年令の女性および 5 才未満の子どもに保健サービスを提供した。

女性は、男性と同じ法的権利を与えられた。政府は女性を教育するセミナーを後援したが、しかし、多くの女性は自分たちの法的権利を自覚していない。女性は、一般的に男性と同じ社会的地位を享受しなかった。伝統的偏見および社会的条件が依然として進歩の障害である。農村地域では、女性の土地相続を制限する伝統的慣習が依然として問題である。最低賃金法は、男性と女性を等しく取り扱っている。しかし、女性は、一般的に同一労働に対して稼ぎが少ない。女性は、ときとして、女性の福利厚生が付加費用(主として母親とし

ての)のために雇用者が女性の雇用を渋るという苦情を訴えた。雇用における性別格差は、高等教育階層において最も大きいように思われる。都会地域における大部分の女性は家事労働および零細企業を含む非公式経済、サービス部門、商業部門で働いているのに対し、農村地域では経済的に活動している女性の大部分は農業で働いている。若い女性は、家で働くため、または非公式経済で働くために、学校を早引きすることも多かった。

主要な女性権利団体としては、農村の先住民女性に重点を置いている **Campesinas de Bolivia Bartolina Sisa**、**CIDEM**、**Gregoria Apaza** などがある。

児童

児童の権利および福祉に対する政府の肩入れは不十分であり、状態は目につくほど改善されなかった。

公の学校教育は 17 才、すなわち 8 級まで与えられる。法律は、すべての児童に少なくとも 5 年の小学校を修了するよう求めており、初等教育は無料かつ普遍的であった。教育法の施行は農村地域において特に緩慢であり、そこでは半分以上の小学校が 8 級のうちの 3 級のみ与えた。児童のうち推定 50 パーセントが小学校を修了し、推定 26 パーセントが高等学校を修了した。基礎教育の利用において大きな性別格差はないが、特に農村地域において依然として少女の中途退学率が少年より高かった。

医療は 5 才まで無料であり、性別に基づく明らかな利用差はなかった。指導センターが 6 歳以上の子どもに補助医療を提供したが、農村地域ではしばしば診療所が利用できなかった。特に農村地域の多くの子どもが社会的給付および保護を受けるために必要な出生証明書を持っていない。政府は、外国政府および NGO の援助を得て、これらの文書の無料提供においてやや進歩した。

学校における体罰および暴言は、ありふれていた。11～16 才の子どもは、犯罪容疑を理由として、またはソーシャル・ワーカーの指示に基づいて子ども自身の保護のために児童センターに無期限に収容できる。国連児童基金(UNICEF)の 2005 年の推定によると、約 13,000 人の子どもが施設で暮らしており、そこでは子どもの基本的人権が尊重されていない。また、多くの子どもが大都市の路上で暮らしている。

児童売春は、特に農村地域および Chapare 地域において問題である。強制労働のために隣接諸国に児童が人身売買されたという報告があった。UNHCR の現地代表、Pastoral de Movilidad Humana によると、毎月 9 人ないし 11 人の子どもがこの国の南部地域で行方不明となり、人身売買の犠牲になっていると推定された。いくつかの NGO が児童売春と闘う積極的な計画を持っている。

児童の権利および利益を保護する子どもおよび青少年の擁護事務所が全国 260 個所にある。児童労働に対処する政府の計画は、児童売春に対抗する広報キャンペーンおよび売春宿の手入れを含んでいた。

人身売買

法律は人身売買を禁止し、特に売春目的の人身売買に刑事罰を科している。しかし、この国に対して、この国から、またこの国の中で人身売買が行われたという信頼できる報告があった。

この国は、強制労働および性的搾取のためにアルゼンチン、チリ、ブラジル、スペイン、米国に人身売買される男性、女性、子どもの源泉地である。極度の貧困に直面した多くの市民が外国出稼ぎ労働者となり、一部の人々は農村地域から都会に移動し、続いて出国するときに人身売買業者の犠牲となった。特に Altiplano 地域出身の先住人種グループの女性と子どもが最も頻繁に人身売買の危険にさらされた。子どもは、売春、鉱山、家事労働、農業、特にサトウキビおよびブラジルのナッツ農園で働かされるために国内で人身売買された。長い国境線沿いの取締りが弱いため、この国は違法移民のためのかっこうの中継地となっているが、それらの人々の一部は人身売買の犠牲者であろう。子どもの商業的性的搾取も依然として問題である。

一部の青少年が強制労働のために売られたという報告があるが、大部分の犠牲者は、当初は自発的出稼ぎ労働者であったが、後にだまされて、または強制労働条件を強いられることにより人身売買されたように思われる。ブエノスアイレスのボリビア大使館は、アルゼンチンでボリビア人の子どもが使役されているという通報を 1 日に少なくとも 1 回受けると述べた。

法律は売春目的の人身売買を刑事犯罪とし、4年の刑期を規定しているが、この刑期は犠牲者が14才未満の場合は12年に延長される。政府は、約100件の人身売買事件を調査した。数件の逮捕があったが、有罪が報告されたのは2人のみであった。1人はCochabambaにおける奴隷扱い容疑、1人はLa Pazでの容疑であった。

Ministry of Justice は、省庁間委員会を通じて、人身売買と闘う責任を負っている。

National Police、Immigration Service、Ministries of Foreign Affairs、Labor、Sustainable Development を含む Ministry of Government ならびに、各県および自治体は、二次的責任を負っている。しかし Human Rights Ombudsman's Office の指摘によると、政府の国境における人身売買取締りはほとんど実体がなく、また、権限を持たない団体および機関が未成年者の国境通過を許可する文書を発行した。

伝えられるところによると一部の政府公務員が賄賂を取って密輸および人間の違法移動を容易にした。しかし政府が人身売買を大目に見たり、助長したりすることはなかった。2006年、政府は、人身売買に職務上関与した容疑で4人の国民議会議員を含む18人の公務員の調査を開始した。政府は、18才未満の未成年者の付き添いなしの国外旅行を許可する責任を持つ司法職員の汚職を低減するために、正式国境検問所および空港における内部牽制制度の制定のような措置も講じた。それにも関わらず、International Organization for Migration (IOM)、Pastoral de Movilidad、人権オンブズマン、報道機関のすべてがアルゼンチン、ペルー、ブラジルに向かって不法越境する児童の流れの着実な増加を報告した。アルゼンチン国境検問所で未成年者の頻繁な違法国境通過を司法官に承認してもらうために必要な書類を15ドル(120ボリビアノ)取って提出する弁護士が調査報道報告に記載された。

地方自治体における Defender of Children の事務所は、ときとして、NGO と協力して、全国犠牲者援助計画をなんとかやり遂げた。La Paz 県庁は、2006年6月に性的搾取の犠牲者のためのシェルターを開設した。La Paz 市政府は、虐待・搾取された児童のための緊急シェルターを運用し、人身売買犠牲者に3日以下の緊急サービスを提供した。

IOM および NGO Save the Children が子どもの人身売買に関する市民意識高揚キャンペーンを行った。

身体障害者

法律は身体障害者に対する差別を禁止し、身体障害者に与えられる権利および給付を確認している。1997 年の布告はこれらの権利を明らかにし、公的機関および民間機関が身体障害者を同化する方法を示している。雇用、教育、医療の利用、その他の国のサービスの提供における身体障害者に対する公式差別はなかった。しかし、社会的差別のために多くの身体障害者は年若い頃から家に閉じ込められ、社会への同化を制限された。障害に関する法律は、すべての公共建物および民間の建物への車椅子アクセス、整形外科装置の免税輸入、公共運輸運賃の 50 パーセント減免、手話等および点字の教育拡大を要求している。3 月、Confederation of Handicapped People と Ministry of Justice は、政府が連盟の各構成員に年あたり約 375 ドル(3,000 ボリビアノ)を与えることを規定する協定に調印した。

選挙法は、視力障害有権者のための便宜を要求している。しかし、一般的に、身体障害者の便宜を図る特別のサービスもインフラもない。政府の新規雇用職員の 4 パーセントを身体障害とすることを求めている 2003 年大統領布告は、年末までに厳格に施行されていない。

National Committee for Handicapped Persons が身体障害者の権利を保護する責任を負っている。

民族的/人種的/種族的少数派

人権オンブズマンの報告によると、人口の約 70 パーセントが人種差別主義を問題と考えている。小規模黒人少数派に対する社会的・組織的差別が行われている、小規模黒人少数派は一般的に社会経済階級の下端に残っており、保健、平均寿命、教育、収入、読み書き能力、雇用において厳しい不利益に直面している。約 35,000 人の黒人の大部分は、La Paz 県の Yungas に居住している。

先住民の人々

2001 年の国勢調査において、15 才以上の住民の 62 パーセントが主として Quechua グループおよび Aymara グループ出身の先住民として自認した。IACHR の報告によると、こ

これらの先住民の人々の 70 パーセントは貧困または極貧状態で生活し、教育もきれいな飲料水および公衆衛生システムのような人間の健康を維持する最低限のサービスもほとんど利用できない。

先住民抗議団体がこの国の最初の先住民大統領、Evo Morales の選挙をもたらしたできごとの主役であった。Agrarian Reform Law は、先住民地域社会が共有地の所有権を持つこと、および個々の農民が自分の耕作する土地を持つ権利を規定している。先住民族の人々は、政府が彼らの主張した領土のすべてに対する権利を彼らに与えないことに抗議した。彼らは、彼らの資源の外部利用にも反対した。先住民農民は、しばしば Landless Movement の支援の下に、主として前政府職員に属するいくつかの私有財産を違法占拠した。

11 月 7 日、Morales 大統領は、先住民の権利に関する国連宣言の本文をこの国の法の枠組みに組み込む法律に署名したが、これが先住民の人々の状況にどのような実効的効果を及ぼすのか不明である。国連宣言は、2008 年に国民投票に付される新しい憲法草案の本文の中にも含まれている。

先住民グループは Popular Participation Law を利用して、より大きな自己決定の機会を彼らに与える自治体を形成した。いくつかの政党、市民グループ、NGO は積極的に先住民の人々の権利を増進したが、前進は最小であった。先住民の人々は依然として政府および政界において十分に代表されておらず、また、先住民グループは貧困と失業において不釣り合いな苦しみを負わされている。また、政府の教育および保健サービスは、辺境地域に住む多くの先住グループにとって利用可能でなかった。

その他の社会的虐待および差別

人権オンブズマンによると、HIV/AIDS にかかっている人々がこの国で最大の差別に直面しているグループである。しかし、裁判所は、ときとして、HIV 陽性の人々に対する政府の差別を阻止しようとした。7 月 25 日、La Paz 高等裁判所は、海軍兵学校が自分を追放した理由は自分の HIV 状態であると主張した海軍士官候補生 Condori Martínez の復職を決定した。海軍は、その理由は Condori Martínez の度重なる健康関連の欠席であると主張した。

第 6 節 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は労働者に労働組合の結成およびそれへの加入を許可しているが、実際には、非効率な労働裁判所および不適切な政府規制のために、この権利は制限された。全労働者の約 30 パーセントを雇用している公式経済における労働者の約 25 パーセントが組合に属している。

20 人以上の職員を持つ民営会社の労働者は、組合を結成できる。しかし、企業の推定 70 パーセントの職員が 20 人未満であるので、労働者 20 人の最低要件は厳しい制限であることが分かっている。

公共部門の労働者も組合を結成する権利を持っている。法律は、組合設立および選出指導部確認の政府による事前許可を要求し、事業あたり 1 組合のみ許容し、政府が行政命令により組合を解散させることを許容している。

中央政府は、Central Workers Union of Bolivia (COB) および Confederation of Farm Workers のような一定の統括団体と密接な関係を持っている。政府は、これらの組織の全国指導部および地方支部の一部に圧力を及ぼしているようであり、政府の影響力が小さい地域では並列支部に資金を供給した。ガス会社 YPFB が最近その職員の 1 人 Maximo Oswaldo Torrico Montano を Santa Cruz から Uyuni. Torrico 転任させたが、Santa Cruz COB 支部の選出指導者は、彼の転任は、中央政府の政策に対する彼の遠慮のない発言のためであると主張した。

法律は反組合差別を禁止し、組合活動に参加したために違法に解雇された職員の復職を要求している。National Labor Court は反組合差別の苦情を取り扱っているが、非常に多くの訴訟が滞っているため判決まで 1 年以上かかることがある。この裁判所は、事案によっては労働者に有利な判決を下し、彼らの復職を要求し、それに成功した。しかし、組合の指導者は、この裁判所が判決を下す頃には問題が無意味になっていることが多いと述べた。

b. 団結権および団体交渉権

法律は、労働者に団結権および団体交渉権を与えている。しかし、団体交渉、すなわち、政府が参加しない使用者と労働者間の自主的直接交渉は限定されている。大部分の団体交渉協定は賃金に限定された。

法律は大部分の労働者にストライキ権を与えているが、組合に対しまず政府調停に戻することを要求している。法律は、使用者に対しロックアウトを始める前に同じことを要求している。

銀行および公設市場を含む公共サービスの職員は、ストライキを禁止されている。それに関わらず、公共部門の労働者(教師、輸送労働者、医療従事者を含む)がしばしばストライキを行った。ここ数年、公共部門の職員がストライキ活動のために処罰されたことはない。しかし、8月、政府は、政府の提案した教育改革法に抗議してストライキを行った教員の給料を減額した。連帯ストライキは違法であるが、政府はこのような場合に訴追も処罰も行わなかった。

この年の間に種々様々な部門で多数のストライキが組織された。労働運動参加を含む大規模なストライキおよび交通封鎖により大都市相互を結ぶ主要な道路の交通がしばしば阻害された。

7つの特別免税地域に適用される特別法はない。また、通常の労働法の適用除外もない。

c. 強制労働の禁止

法律は、児童によるものを含めて強制労働を禁止している。しかし、児童の徒弟制度および先住民労働者による農業奴隷労働の慣行が引き続き行われ、たとえば、使用者により事実上監禁されている家事労働者の事例が伝えられた。

国際労働機関(ILO)の推定によると、Chuquisaca の非常に辺鄙な地域において 7,000 人以上のグアラニー族が一種の契約奴隷状態で暮らしている。一家は住居および食糧と引き換えに地主の所有している土地を耕すが、最低賃金も支払われない。その結果、彼らは地主に多額の借金を負うこととなり、債務を返済しない限りその土地から離れることを許されない。これらの家族は、非常に貧しい状態で、水、電気、医療、学校なしの生活を送って

いる。11月28日、政府は、実施された場合に Chuquisaca においてグアラニー族の 500 家族に約 450,000 エーカーの土地を分配する旨の布告を発表した。

2005 の ILO の報告によると、主として先住民出身の 26,000 ないし 30,000 の人々が強制労働の犠牲となり、Beni 県でブラジル・ナットの収穫作業に従事している。この労働は季節的であり、年に約 3 カ月続く。その期間に地主は、水増しした価格で基本食料品を売る。その結果として労働者は多額の借金を負い、それを返済するまでその土地から離れることを許されなかった。同様な状態が Santa Cruz 県の砂糖産業に存在する。

d. 児童労働の禁止および雇用の最低賃金

児童労働が重大な問題である。法律は、14 才未満の児童による賃金労働を全面的に禁止している。しかし、実際には、Ministry of Labor は、一般的に児童労働者の最低年齢および最長労働時間、学校教育修了要件、職場における児童の健康・衛生状態に関する法律を含む児童労働法を施行しなかった。法律は、18 才未満の未成年者の種々の危険な労働、不道徳な労働、不健康な労働を禁止している。労働法は、種々の公式な制約の下で 12~14 才の子どもの徒弟制度を許容しているが、これらの制約の施行は不十分であった。この制度は ILO により非難されており、一部の見方では奴隷制度に等しい。

Ministry of Labor は児童労働に関する規定を施行する責任を負っているが、それを全国的には施行しなかった。

UNICEF の統計によると、7~19 才の約 800,000 人の児童および青少年がなんらかの形の労働に従事しているが、彼らはこれらの年令グループの約 32 パーセントを占めている。法律は、サトウキビ農園における 18 才未満の青少年の労働は禁止されているが、約 10,000 人の農村移住児童(そのうち 7,000 人は 14 才未満)がこの作業で働いた。都会の子どもは、物売り、靴磨き、運搬作業の手伝いなどで働いた。農村の子どもは、一般的には自給自足農業で幼いときから両親とともに働く場合が多い。児童は一般的には工場または公式企業では雇用されなかったが、しかし雇用された場合には、しばしば、大人と同じ時間労働した。児童は、鉱山および非公式部門のその他の危険な職業でも働いた。麻薬密売者が子どもを使って薬物を運ばせた。児童売春が依然として問題であった。人権オンブズマンの 4 月の報告によると、3,000 人の児童が路上で生活しているが、これらの子どもの多くは性

的に搾取されている。この報告は、100,000人以上の子どもが1日に8時間から12時間働いたと述べている。IPMは、2,000人の少女が売春婦として働くか、または売春婦として働くよう強制されたと推定した。

この国の一部に伝統的慣習、Criadito奉公が生き残っている。Criaditoは、通常10才から12才の先住民の少年または少女であり、両親が中流または上流の家庭と交わした年季奉公契約により、教育、衣服、部屋、食事と引き換えに家事労働に従事する。このような労働は違法であり、このような児童の報酬および待遇に関する規制は存在しない。

政府は児童労働事案の調査に最低限の資源を割り当てたが、NGOおよびUNICEFのような国際組織が政府の作業を補った。

政府は、NGOと協力して、最悪形式の児童労働を根絶する努力を継続し、鉱山またはサトウキビ農園での労働に代わる教育を児童に与える国際資金供与計画に参加することにより鉱山および砂糖産業における児童の使用の阻止に努めた。それにも関わらず、人権オンブズマンによると、3,800人の児童が鉱山で働いている。

e. 容認できる労働条件

政府は、Central Bolivian Workers Unionとの慣例的協議の後、最高布告により公的部門および民間部門の最低賃金を設定した。全国最低賃金は月あたり55ドル(436ボリビアノ)であり、労働者およびその家族にまともな生活水準を与えなかった。大部分の公的部門の労働者はこれより多くを得ているが、多数の非公式部門の労働者の稼ぎはこれより少ない。この最低賃金は大部分の仕事における一般的な賃金を下回っているが、一定の給付金計算はそれに連動されている。最低賃金は、非公式部門の多数の労働者を対象にしていない。

労働法は、週あたり48時間の最長労働時間を設定し、女性の1日あたり労働時間を男性より1時間短くなるように制限し、女性の夜間労働を禁止し、休憩時間を義務づけ、上記の週あたり標準を越える労働に対する割増支払いを要求している。政府は、実際には、これらの法律を効果的に施行しなかった。

Ministry of Labor の Bureau of Occupational Safety が労働者の保健および安全の保護に関する責任を負っているが、しかし関連標準の施行は不十分であった。国全体を通ずる監督官の人数は 30 人未満であった。政府は公式統計を維持していないが、特に鉱山および建設部門において不安全な状況のために労働者が死亡したという報告があった。企業、労働者、政府の代表者からなる全国三者委員会が職業安全・保健基準の監視および改善の責任を負っている。Ministry of Labor は、不公正な労働慣行および不安全な労働状態に関する労働者の問い合わせ、苦情、報告のためのホットラインを維持している。

共同組合経営鉱山における労働条件は依然として劣悪であった。鉱山労働者は、依然として、危険かつ不健康な状態で長時間にわたり計画的な休憩なく働いたが、その報酬は彼らの労働のわりには少なかった。たとえば、12 時間労働日に対して 2.75 ドル(21 ボリビアノ)であった。独立鉱山労働者協同組合が鉱山のインフラストラクチャを改善するために必要な財政的および技術的資源を欠いているため、過去数十年間に条件はほとんど変わらなかった。法律は、労働者が自らの職を失う恐れを抱かずに危険な状況から退去する権利を労働者に与えている。